

名古屋市公報

平成20年 5月21日号

第759号

発行所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋 市 役 所
電話 [0 5 2] 9 7 2 - 2 2 4 6
編集兼 名古屋 市 総 務 局
発行人 行政 シ ス テ ム 部 法 制 課 長

目 次	ページ
告 示	
名古屋都市計画特別用途地区の変更案の縦覧 (住都・都市計画課) (第214号)	2
名古屋都市計画用途地域の変更案の縦覧(住都・都市計画課) (第215号)	3
名古屋都市計画高度地区の変更案の縦覧(住都・都市計画課) (第216号)	4
名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更案の縦覧 (住都・都市計画課) (第217号)	5
名古屋都市計画地区計画の決定案の縦覧(住都・都市計画課) (第218号)	6
風致地区の変更案の縦覧(住都・都市計画課) (第219号)	7
名古屋都市計画駐車場の変更案の縦覧 (住都・交通施設計画課) (第220号)	8
軽費老人ホーム名古屋市清風荘及び名古屋市安田荘の指定管 理者の公募について(健福・介護指導課) (第221号)	10
名古屋都市計画事業に係る関係図書の縦覧 (緑土・緑地施設課) (第222号)	19
上 下 水 道 局 告 示	
公共下水道の供用及び下水の処理の開始(第7号)	20
上 下 水 道 局 管 理 規 程	
名古屋市上下水道局安全運転管理者等設置規程の一部改正(第21号)	33
監 査 公 表	
平成20年監査公表(第5号)	34
公 告	
大規模小売店舗立地法による意見書の概要の公告 (市経・地域商業課)	45
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の 公告(市経・地域商業課)	47
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告(市経・地域商業課)	48
公告(農業委員会農地部会の開催)(農業委員会)	51
公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築 物の位置及び構造の認定に係る公告(住都・建築指導課)	52
雑 報	
職員の懲戒処分(総務・人事課)	53
名古屋市議会正副議長の人事異動(市会・総務課)	54

名古屋市告示第 214号

名古屋都市計画特別用途地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画特別用途地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市長に意見書を提出することができます。

平成20年 5月12日

名古屋市長 松 原 武 久

1 都市計画の種類

名古屋都市計画特別用途地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成20年 5月12日から平成20年 5月26日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 215号

名古屋都市計画用途地域の変更案の縦覧

名古屋都市計画用途地域を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市長に意見書を提出することができます。

平成20年 5月12日

名古屋市長 松原武久

1 都市計画の種類

名古屋都市計画用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成20年 5月12日から平成20年 5月26日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 216号

名古屋都市計画高度地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画高度地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市長に意見書を提出することができます。

平成20年 5月12日

名古屋市長 松原武久

1 都市計画の種類

名古屋都市計画高度地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成20年 5月12日から平成20年 5月26日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 217号

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更案の縦覧

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市長に意見書を提出することができます。

平成20年 5月12日

名古屋市長 松原武久

1 都市計画の種類

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成20年 5月12日から平成20年 5月26日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 218号

名古屋都市計画地区計画の決定案の縦覧

名古屋都市計画地区計画を決定したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

平成20年 5月12日

名古屋市長 松原武久

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 徳重駅周辺地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

名古屋市緑区乗鞍二丁目並びに鳴海町字徳重、字神沢及び字神ノ倉の各一部

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成20年 5月12日から平成20年 5月26日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

風致地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画風致地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見のある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市長に意見書を提出することができます。

平成20年 5月12日

名古屋市長 松原武久

1 都市計画の種類

名古屋都市計画風致地区

2 都市計画を変更する土地の区域

熊野風致地区 名古屋市緑区鳴海町字神沢、同町字神ノ倉、同町字熊ノ前、同町字徳重、西神の倉一丁目、西神の倉二丁目及び乗鞍二丁目並びに天白区高島二丁目、平針台一丁目及び平針台二丁目

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成20年 5月12日から平成20年 5月26日まで（ただし、日曜日及び土曜日を除きます。）

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋都市計画駐車場の変更案の縦覧

名古屋都市計画駐車場を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を一般の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市長に意見書を提出することができます。

平成20年 5月12日

名古屋市長 松 原 武 久

1 都市計画の種類

名古屋都市計画駐車場

2 都市計画を変更する土地の区域

名 称	位 置
第 104号 八田駅自転車駐車場	名古屋市中村区並木二丁目

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部交通施設計画課
（名古屋市役所西庁舎 4階）

4 縦覧期間

平成20年 5月12日から平成20年 5月26日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除きます。

5 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 0時45分までを除きます。

名古屋市住宅都市局都市計画部交通施設計画課

名古屋市告示第 221号

軽費老人ホーム名古屋市清風荘及び名古屋市安田荘の指定管理者
の公募について

名古屋市老人福祉施設条例（昭和38年名古屋市条例第71号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、軽費老人ホーム名古屋市清風荘及び名古屋市安田荘（以下「清風荘等」という。）の指定管理者を次のとおり募集します。

平成20年 5月14日

名古屋市長 松原武久

1 施設の概要

(1) 清風荘

所在地	名古屋市千種区香流橋一丁目 2番26号
施設概要	構造 鉄筋コンクリート造 6階建
	敷地面積 4,379.27㎡
	延床面積 5,969.22㎡
	建設年度 平成13年度（移転改築）
	施設内容 居室、静養室、集会室、食堂、浴室、洗面所、 便所、医務室、調理室、事務室、宿直室及び 相談室
入所定員 160人（単身者 136人、夫婦12組24人）	

(2) 安田荘

所在地	名古屋市昭和区安田通 2丁目 4番地の 2
施設概要	構造 鉄筋コンクリート造 9階建
	敷地面積 2,711.01㎡

延床面積	3,494.38㎡
建設年度	昭和54年度
施設内容	居室、静養室、集会室、食堂、浴室、洗面所、 便所、医務室、調理室、事務室、宿直室及び 相談室
入所定員	100人（単身者 100人）

2 指定管理者が行う業務（以下「管理業務」という。）の範囲

- (1) 入所者の入所決定に関する事務
- (2) 入所者に対する日常生活上必要な便宜の実施等に関すること。
- (3) 施設の維持管理及び修繕に関すること。
- (4) 使用料の徴収に関すること。
- (5) その他名古屋市が定める業務

3 指定管理者の指定の予定期間

10年間（平成21年 4月 1日から平成31年 3月31日まで）

4 選定に参加する者に必要な資格

(1) 応募資格

本市内において、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、ケアハウス又は介護老人保健施設の運営実績を有する法人であること。

(2) 資格要件

上記(1)に加えて次の資格要件が必要です。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4に規定する者に該当しない者であること。

イ 応募書類の提出時点において、名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止処分を受けていないこと。

ウ 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく、排除措置対象法人でないこと。

エ 法人又はその代表者が次に掲げるものを滞納していないこと。

- (ア) 法人税又は所得税
- (イ) 消費税及び地方消費税
- (ウ) 法人市町村税又は市町村民税
- (エ) 固定資産税

5 管理の基準

(1) 関係法令の遵守及び清風荘等の設置目的に沿った管理運営

指定管理者は、管理運営にあたっては、条例等関係法令を遵守し、清風荘等の設置の目的達成のため、誠実かつ効果的に実施していただきます。

(2) 情報の保護

指定管理者には、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）第12条の規定及び名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第64条並びに、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）第37条の2の各規定により、情報の保護及び管理並びに公開のために必要な措置を講ずる義務が課せられます。なお、その具体的内容である個人情報の開示、情報の保護及び管理、情報漏えい時の公表等に関する事項については、協定に定めるところにより遵守していただきます。

(3) 再委託の禁止

指定管理者は、管理業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできません。ただし、炊事業務、警備業務、清掃業務、建物設備等の保守及び点検業務その他名古屋市が認めた業務については、この限りではありません。

(4) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人員配置の基準

別記 1のとおり

(5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

別記 2のとおり

6 選定

名古屋市老人福祉施設条例施行細則（昭和41年名古屋市規則第35号。以下

「規則」という。)第22条の3に基づいて開催される「名古屋市老人福祉施設指定管理者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)により、選定基準の検討を行うとともに、選定基準等に基づいて応募書類の審査等を行い、指定管理者の候補者及び次点候補者となる法人を選定します。

選定された候補者は、本市との協議を行い協議が整った場合、市会での議決後に指定管理者として正式に指定されます。

なお、候補者と本市の協議が整わない場合、その他、候補者が指定管理者として管理運営を行うことが困難となる事情が生じた場合は、次点候補者と協議を行います。

7 選定基準

指定管理者の候補者の選定は、事業計画書その他応募書類等の内容により、次表の評価基準に基づき総合的に行います。

なお、本市の定める最低基準点を満たさない法人は、指定管理者の候補者として選定されません。

軽費老人ホーム名古屋市清風荘及び名古屋市安田荘指定管理者評価基準

評価項目(大項目(選定基準))
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること
施設の設置目的を最も効果的に達成すること
市民の平等利用が確保されること
管理経費の縮減が図られること
指定管理者としての総合的な評価

8 申請に関する書類の配付及び応募書類の提出先

(1) 場所

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護指導課(名古屋市役所本庁舎 2階)
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

(2) 配付期間及び時間

平成20年 5月14日(水)から 7月 4日(金)まで(土曜日及び日曜日は

除きます。)の午前 8時45分から午後 5時15分まで

なお、応募書類等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードできます。

9 応募書類

募集要項「応募書類一覧表」に定める書類を製本して10部、ご提出ください。証明等原本が必要なものは、原本を 1部、のこり 9部はその写しをご提出ください。

10 現地説明会

募集要項の内容に関する現地説明会を次のとおり設けます。希望される法人につきましては、5月20日(火)の午後 5時15分までに募集要項に従いお申し込みください。参加人数は、1法人につき 2名以内でお願いします。

開催日時 清風荘：平成20年 5月22日(木)

安田荘：平成20年 5月23日(金)

時間につきましては、後日連絡します。

11 質問の受付と回答

募集要項の内容等に関する質問の受付と回答は、郵送、ファックス又は電子メールにより行います。

受付期間は、平成20年 5月26日(月)から平成20年 6月16日(月)までとします。なお、現地説明会に参加した法人には、期間中に受付けた全ての質問の回答を郵送、ファックス又は電子メールで送付します。

12 応募受付期限等

平成20年 5月26日(月)から平成20年 7月 4日(金)午後 5時15分までに提出先に直接持参してください。

13 応募にあたっての留意事項

(1) 応募者は、管理業務の仕様書の記載内容を承諾した上で、応募書類を提

出するものとしします。

- (2) 清風荘と安田荘の応募は、別々に応募してください。どちらか一方の応募でもかまいません。
- (3) 選定委員及び本市職員並びに本件関係者に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。
- (4) 応募 1法人につき提案は 1案としします。複数の提案はできません。
- (5) 応募書類の内容を提出期限後に変更することはできません。
- (6) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格となる場合があります。
- (7) 応募書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出してください。
- (8) 応募に関して必要となる一切の費用は、応募者の負担としします。
- (9) 応募書類は、理由のいかんを問わず返却しません。また、提出された書類は、名古屋市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるほか、本市が必要と認める場合に公表することがあります。
- (10) 本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。追加書類の取扱い等については、応募書類に準じます。

14 引継業務

指定管理者として選定された法人は、平成21年 4月 1日の協定発効に先がけて新年度の事業計画を作成していただくとともに、別途契約により引継を受けていただきます。

15 事務局

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護指導課（名古屋市役所本庁舎 2階）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2537

ファックス番号 052-972-4147

電子メールアドレス a2537@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護指導課

別記 1

管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人員配置の基準

職 種	人 数	備 考
施設長	1名	法人の常勤職員
事務員	2名以上	法人の常勤職員 ただし、安田荘にあつては、1名は非常勤職員で可
生活相談員	1名以上	法人の常勤職員
介護職員	清風荘：8名以上 安田荘：5名以上	法人の常勤職員
看護師	清風荘：2名以上 安田荘：1名以上	法人の常勤職員
栄養士	1名以上	法人の常勤職員
調理員等	必要数	法人の常勤職員
嘱託医師	1名以上	週 1日以上、1回 3時間以上の勤務

注 1：職員に必要な資格については、省令等を参照のこと。

注 2：運営体制により、必要に応じて時差勤務を行うこと。

注 3：宿直勤務を毎日常勤職員 1名以上で行うこと。

注 4：炊事業務を再委託する場合は、上記調理員の配置を要しない。

注 5：常勤職員は、法人の正規職員で 1週間38時間45分以上勤務する者とする。

注 6：常勤職員に加え、非常勤職員を配置することを妨げない。

別記 2

管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

指定管理者は、施設及び設備が使用に耐えない場合又は損傷した場合で、その原因が指定管理者により発生し、重大かつ明白な過失があると認められる場合は、市の指示により、その損害の全部又は一部について賠償していただきます。

指定管理者が、善良なる管理者としての注意をもって管理していたにもかかわらず発生した不可抗力等により、損害、損失等が生じた場合は、その負担のあり方について協議します。

また、予想し得ない事由で施設運営の中止等を行ったことで、管理運営業務が必要でないと市が判断した場合には、指定管理料の一部又は全部を返還していただく場合があります。

なお、危険負担についての基本的な考え方は下記のとおりです。

項目	内容	危険負担	
		市	指定管理者
法令等の変更	直接管理運営に係るもの		
	一般的な変更		
許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・執行など（市が取得するもの）		
	上記以外の場合		
性能	協定書及び仕様書に定めた要求水準不適合		
セキュリティ	施設の管理・警備の不備によるもの		
	情報の管理及び保護に関するもの		
運営コスト	急激な物価上昇等、特殊な事由が認められるもの		
	上記以外の場合		

項 目	内 容	危険負担	
		市	指 定 管理者
施設・設備の 損傷	市の責めに帰すべき事由による場合		
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		
	市または指定管理者の責めに帰さない事由によるもので、かつ 1件あたり 250万円（消費税等込）を超える規模の修繕が必要となるもの		
	市または指定管理者の責めに帰さない事由によるもので、かつ 1件あたり 250万円（消費税等込）以下の修繕が必要となるもの		
施設利用者への 損害	市の責めに帰すべき事由によるもの		
	不適切な管理など、指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		
周辺住民等への 損害	市の責めに帰すべき事由によるもの		
	不適切な管理など、指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		

名古屋市告示第 222号

名古屋都市計画事業に係る関係図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように関係図書を告示の日から事業施行期間の終了の日まで一般の縦覧に供します。

平成20年 5月16日

名古屋市長 松 原 武 久

1 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市緑政土木局緑地部緑地施設課
（名古屋市役所西庁舎 5階）

2 縦覧に供する図書

次に掲げる名古屋都市計画事業に係る図書
名古屋都市計画緑地事業第 6号小幡緑地

名古屋市上下水道局告示第7号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、平成20年5月16日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

平成20年5月15日

名古屋市上下水道局長 西 部 啓 一

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日
平成20年6月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区名	町名	字・丁目	摘要	
千種区	東山元町	3丁目	一部	南区元柴田西町 名古屋市上下水道局柴田 水処理センター
東区	筒井二丁目		〃	中区千代田一丁目 名古屋市上下水道局堀留 水処理センター
中川区	富田町	榎津・下鵜垂 榎 津・西乗江 榎津 ・布部田 榎津・ 東乗江	〃	中川区中須町 名古屋市上下水道局打出 水処理センター
	的場町	2丁目	〃	〃
	若山町	4丁目	〃	〃
港区	西福田五丁目		〃	〃
	福屋一丁目		〃	〃

	福屋二丁目		"	"
守山区	下志段味	長根 東新田	"	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局守山 水処理センター
緑区	有松町	有松・橋東南 桶 狭間・上ノ山 桶 狭間・高根	"	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局鳴海 水処理センター
	大高町	北炭焼	"	南区元柴田西町 名古屋市上下水道局柴田 水処理センター
	白土		"	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局鳴海 水処理センター
	鳴海町	ハツ松	"	"

3 供用を開始する排水施設の位置

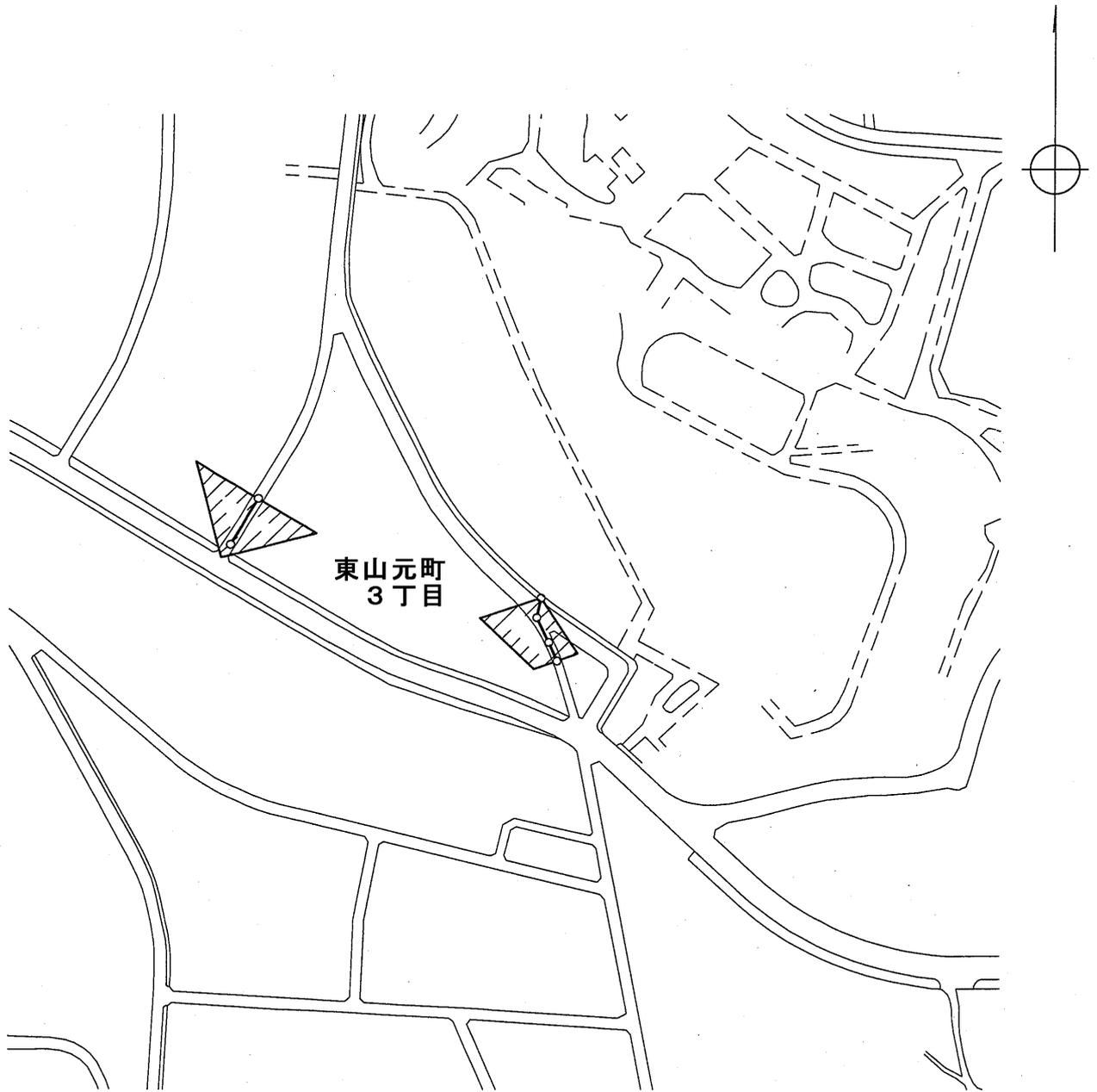
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	東区 中川区
分流式	千種区 港区 守山区 緑区

排水施設の位置図

千種区（分流式）



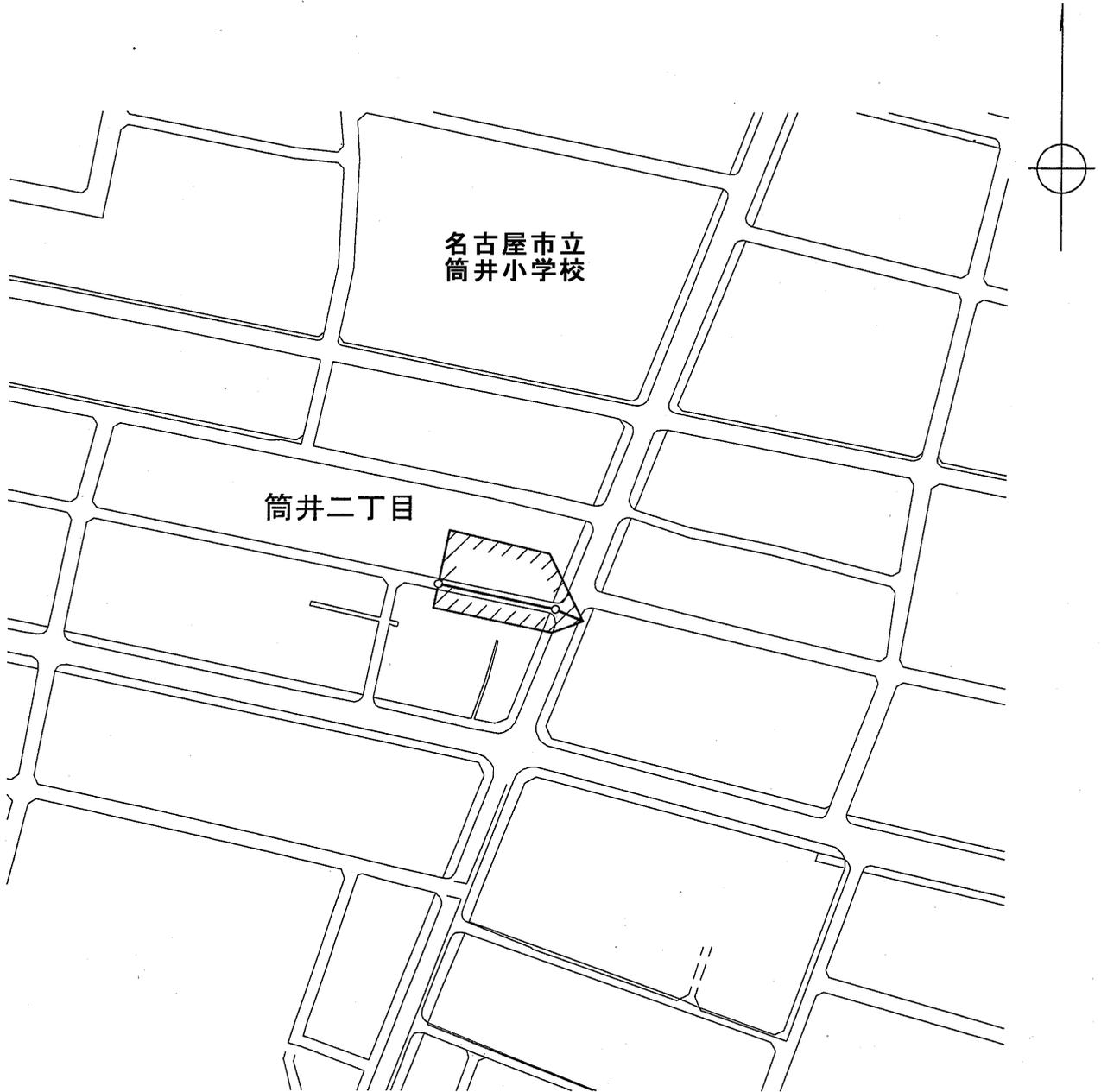
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

東区（合流式）



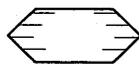
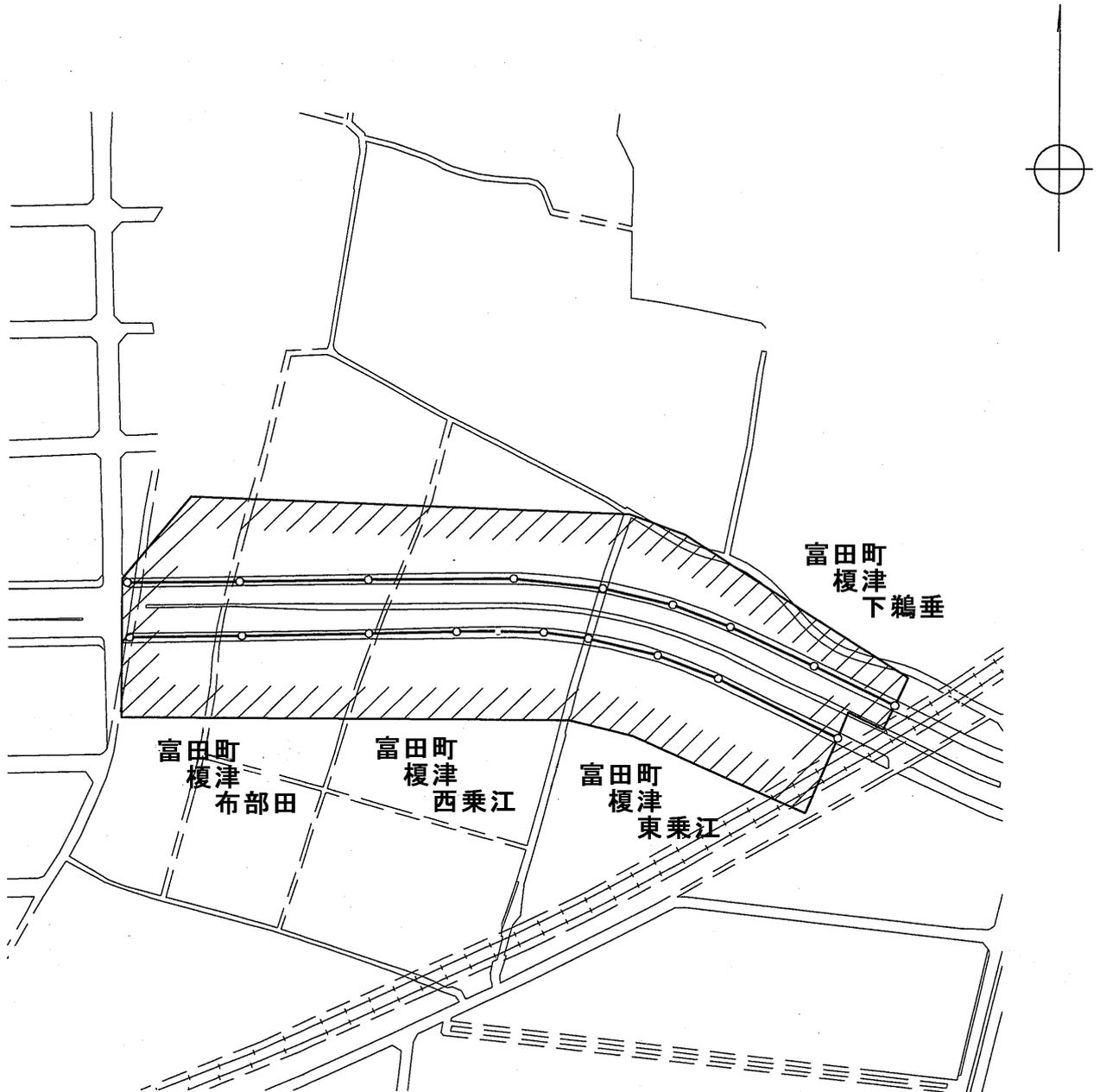
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

中川区（合流式）No. 1



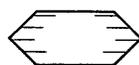
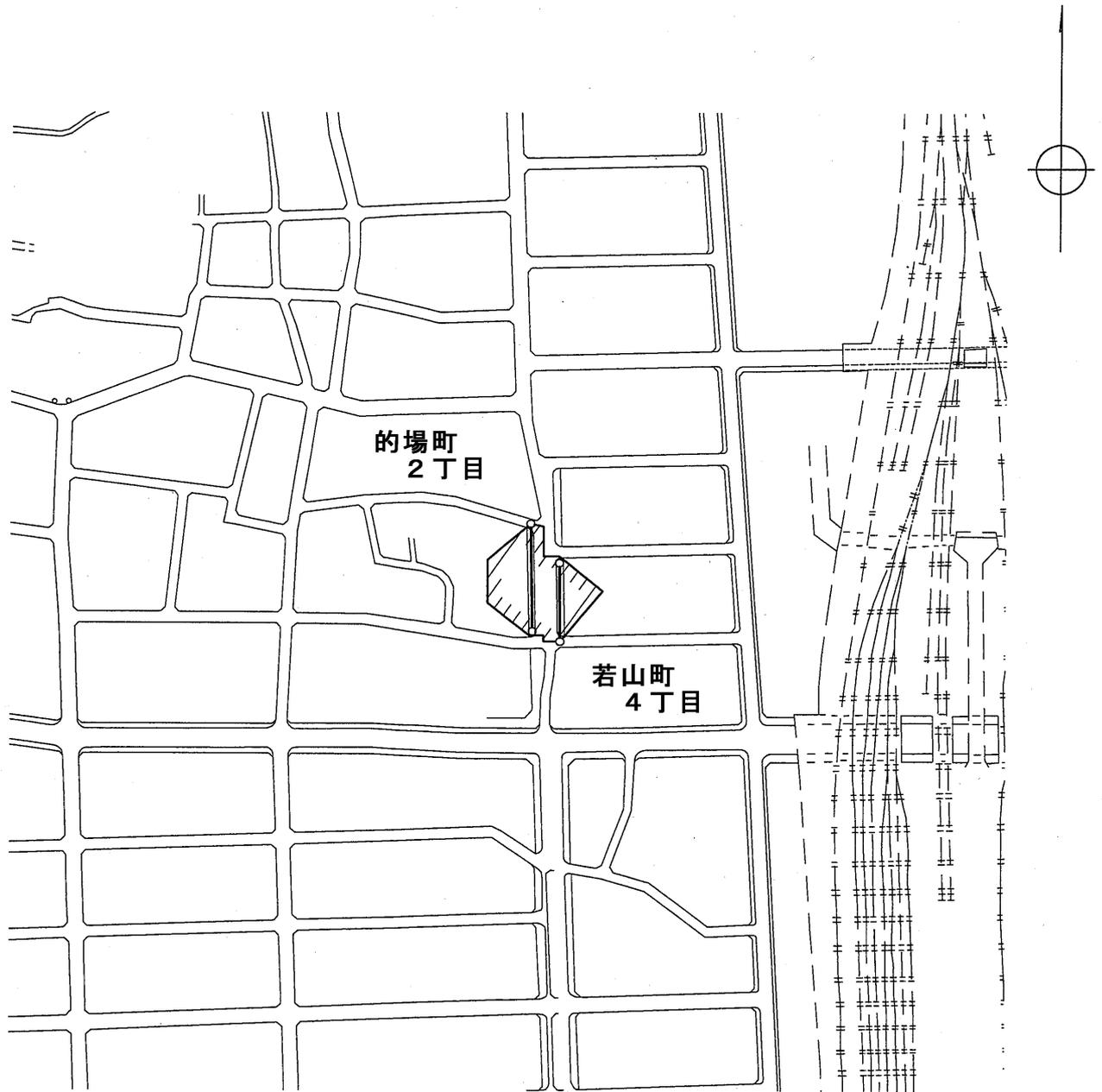
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

中川区（合流式）No. 2



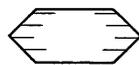
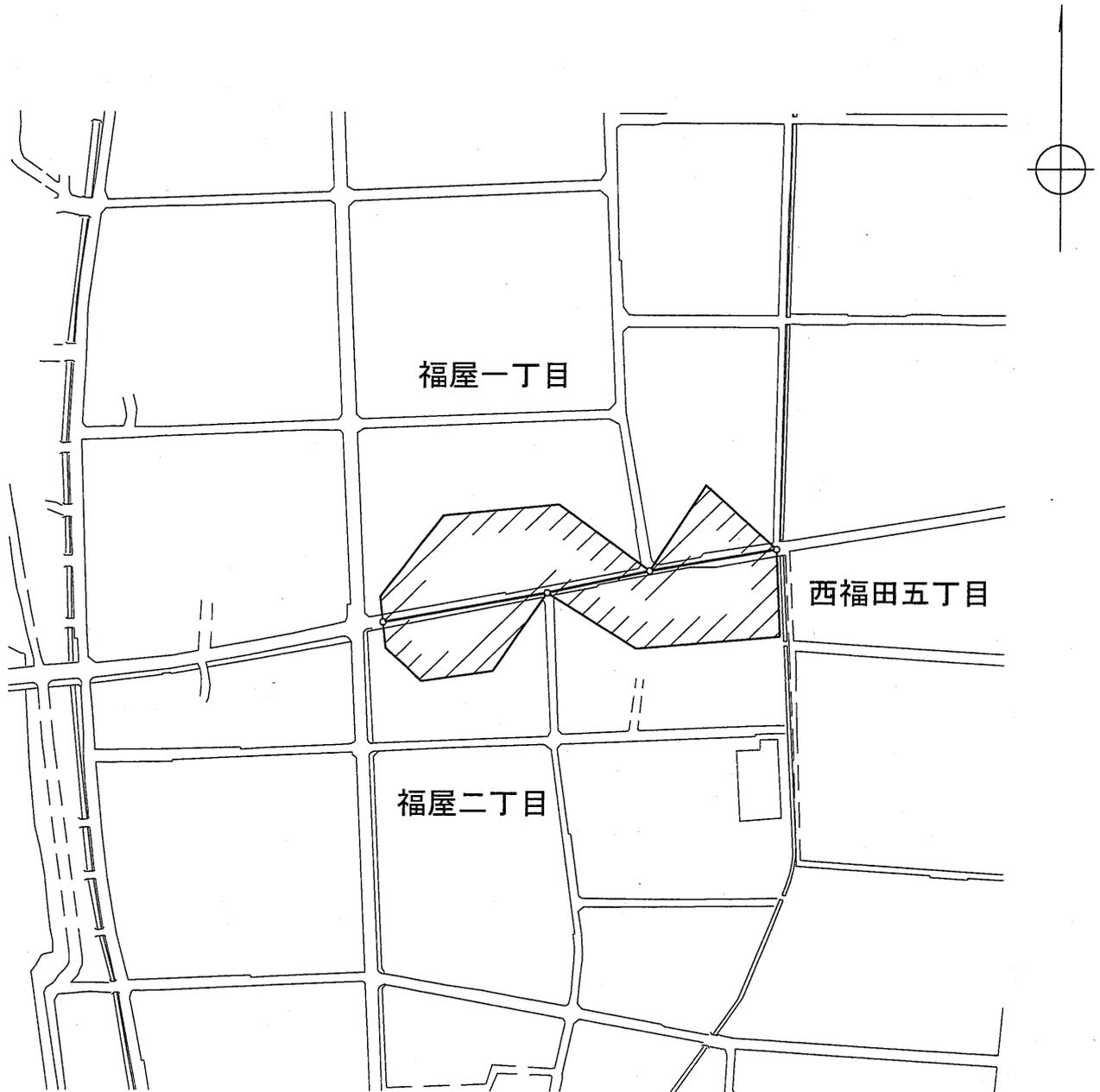
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（分流式）



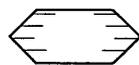
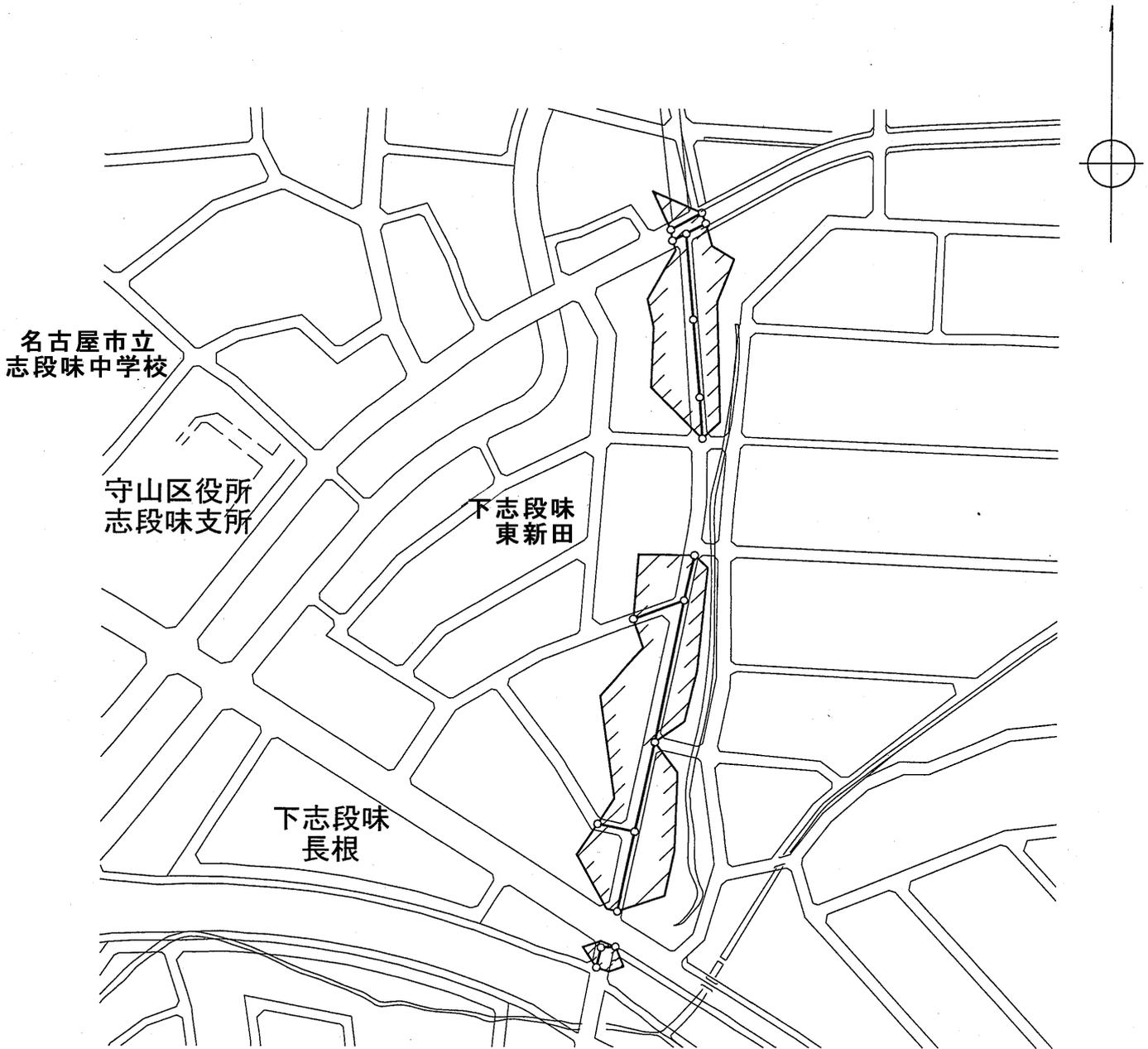
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（分流式）



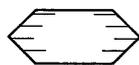
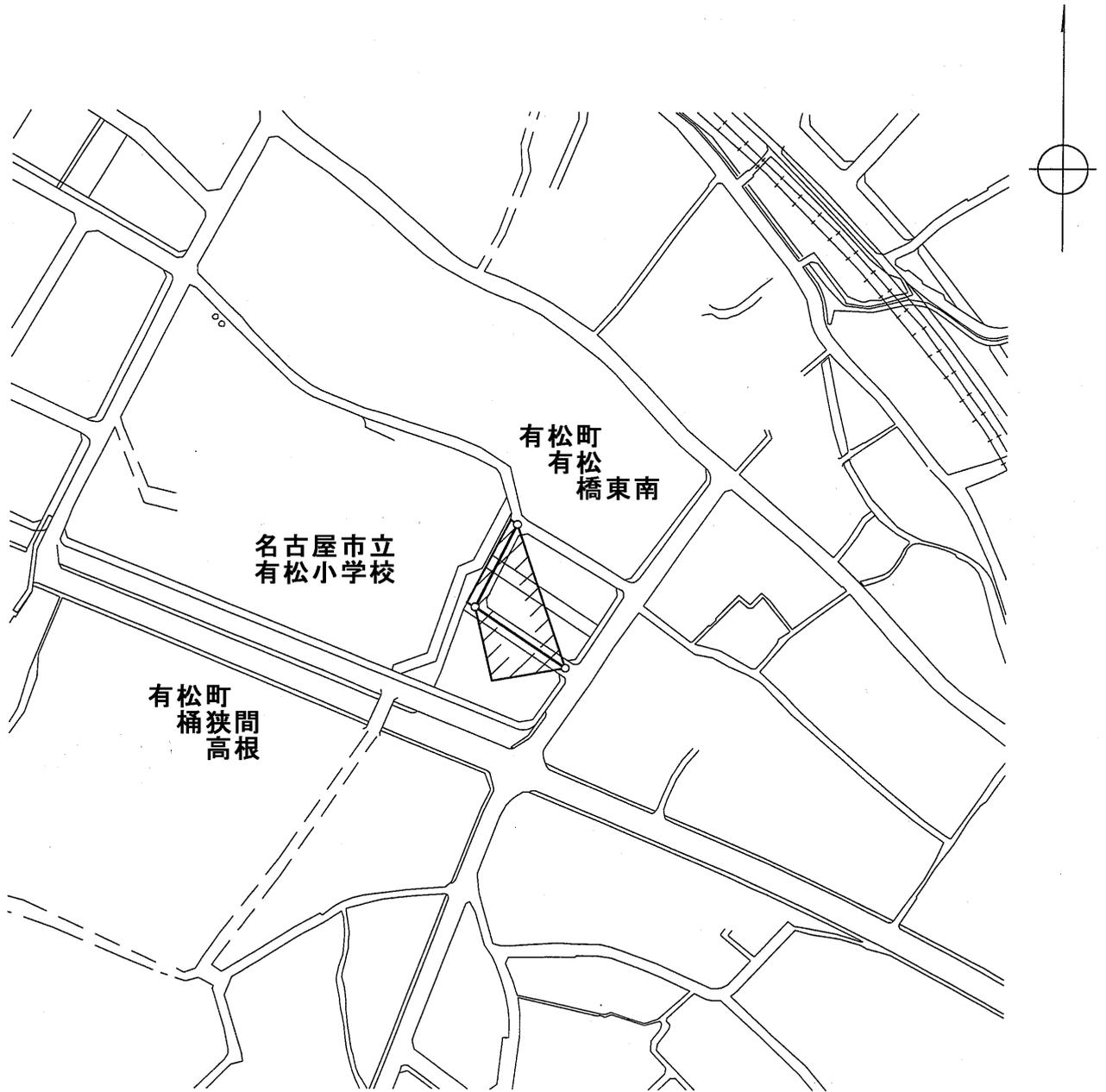
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 1



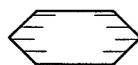
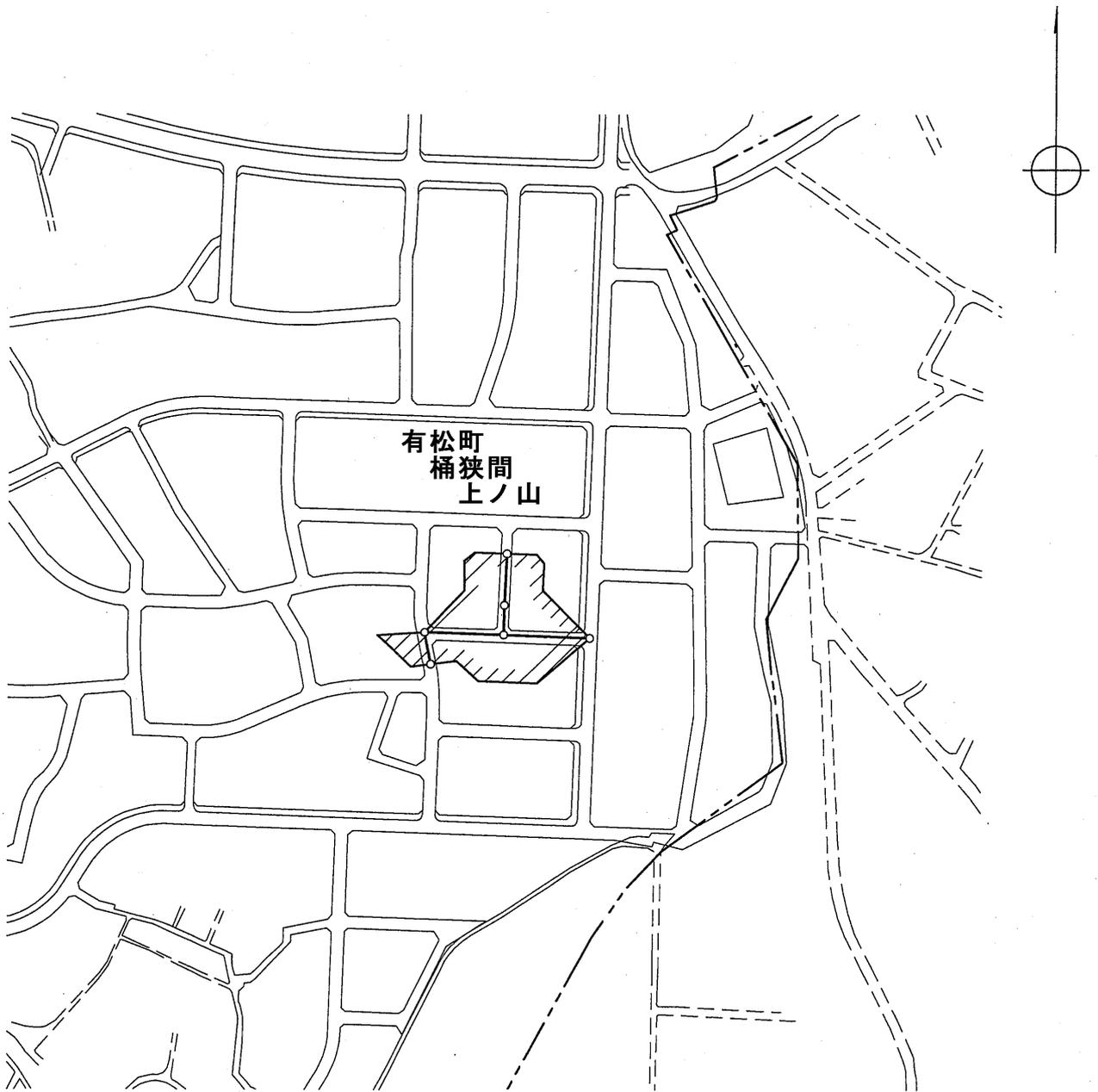
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 2



供用開始区域



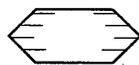
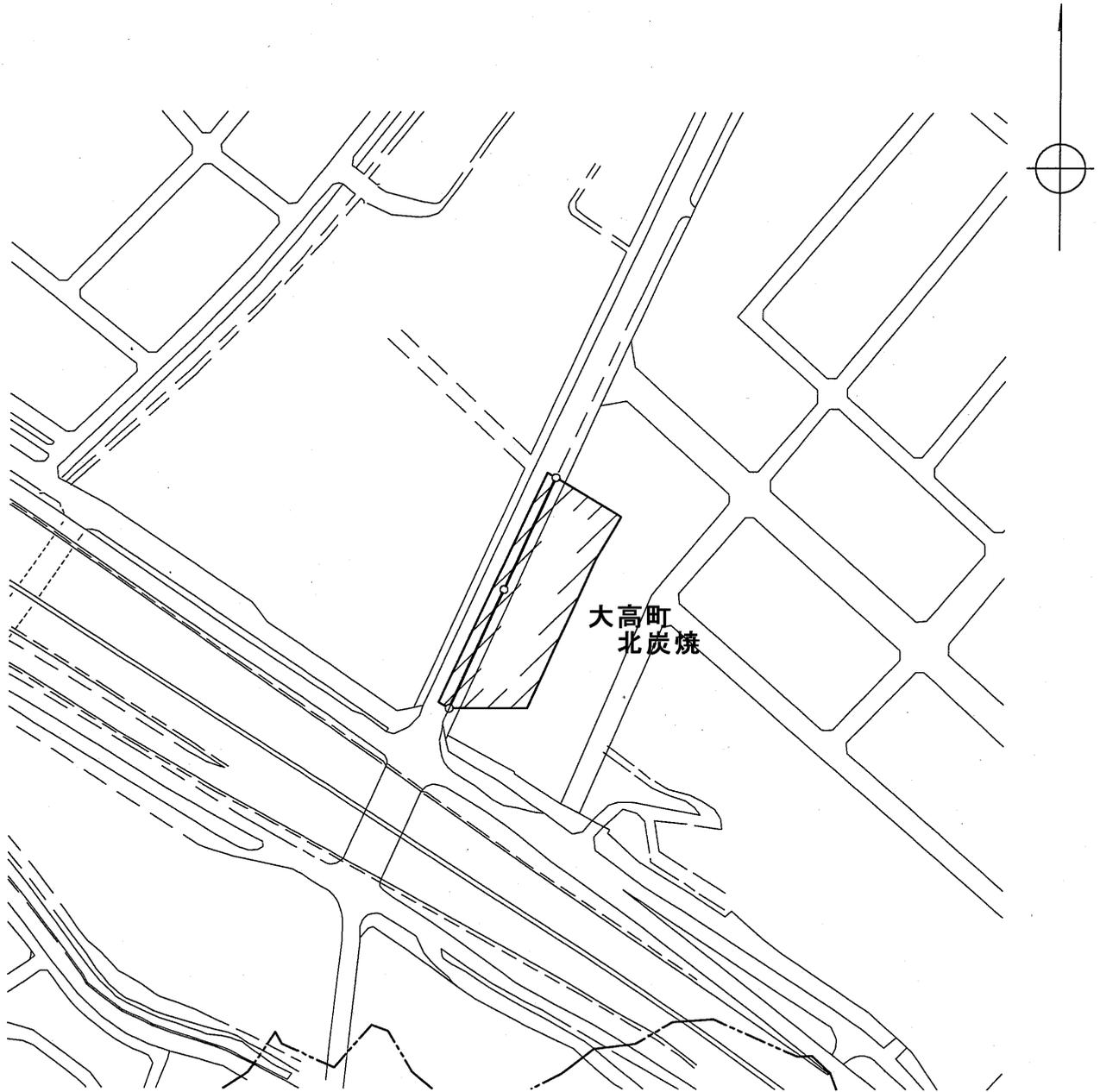
供用及び処理を開始する下水道



市界

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 3



供用開始区域



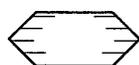
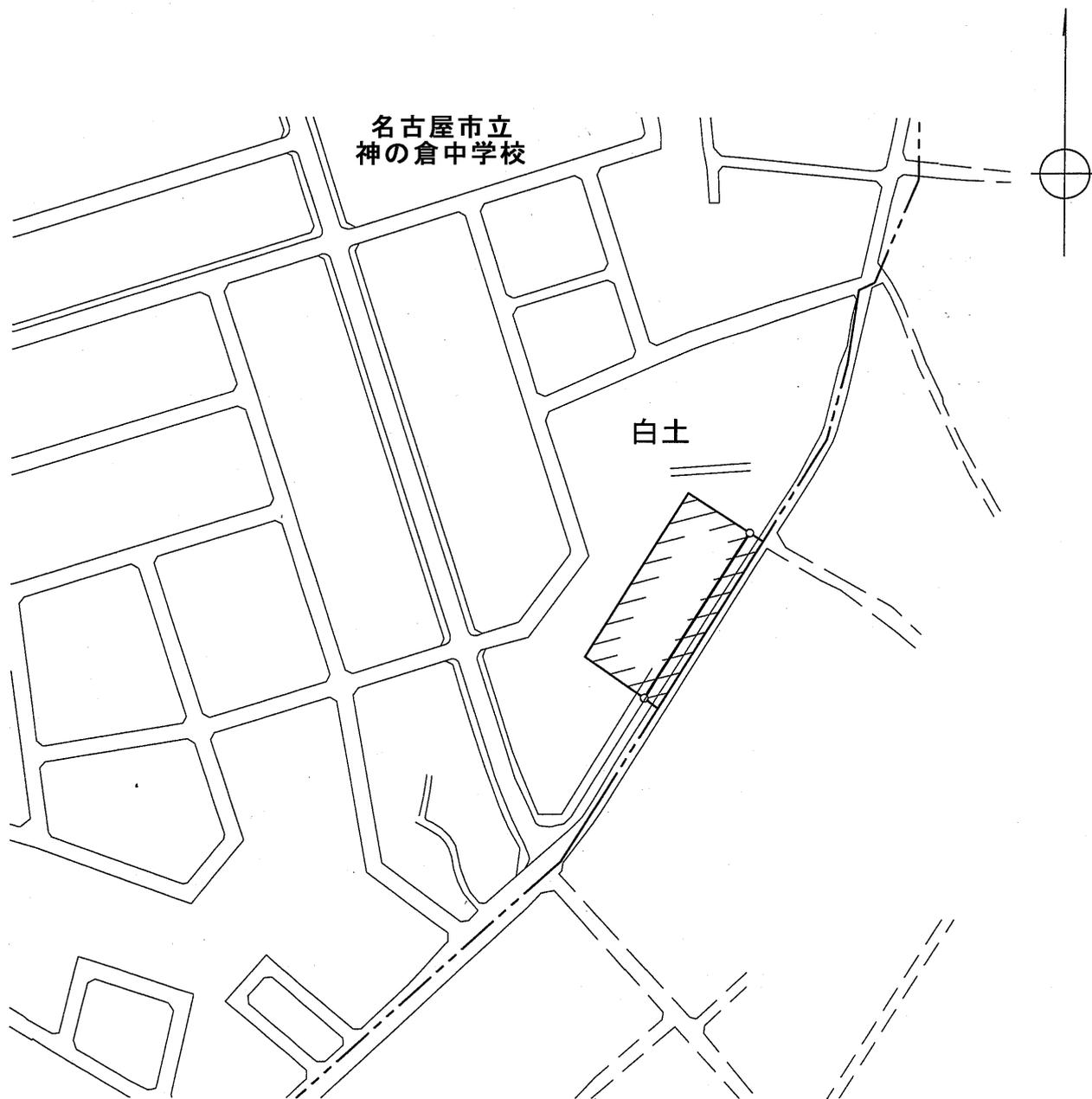
供用及び処理を開始する下水道



市界

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 4



供用開始区域



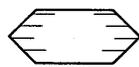
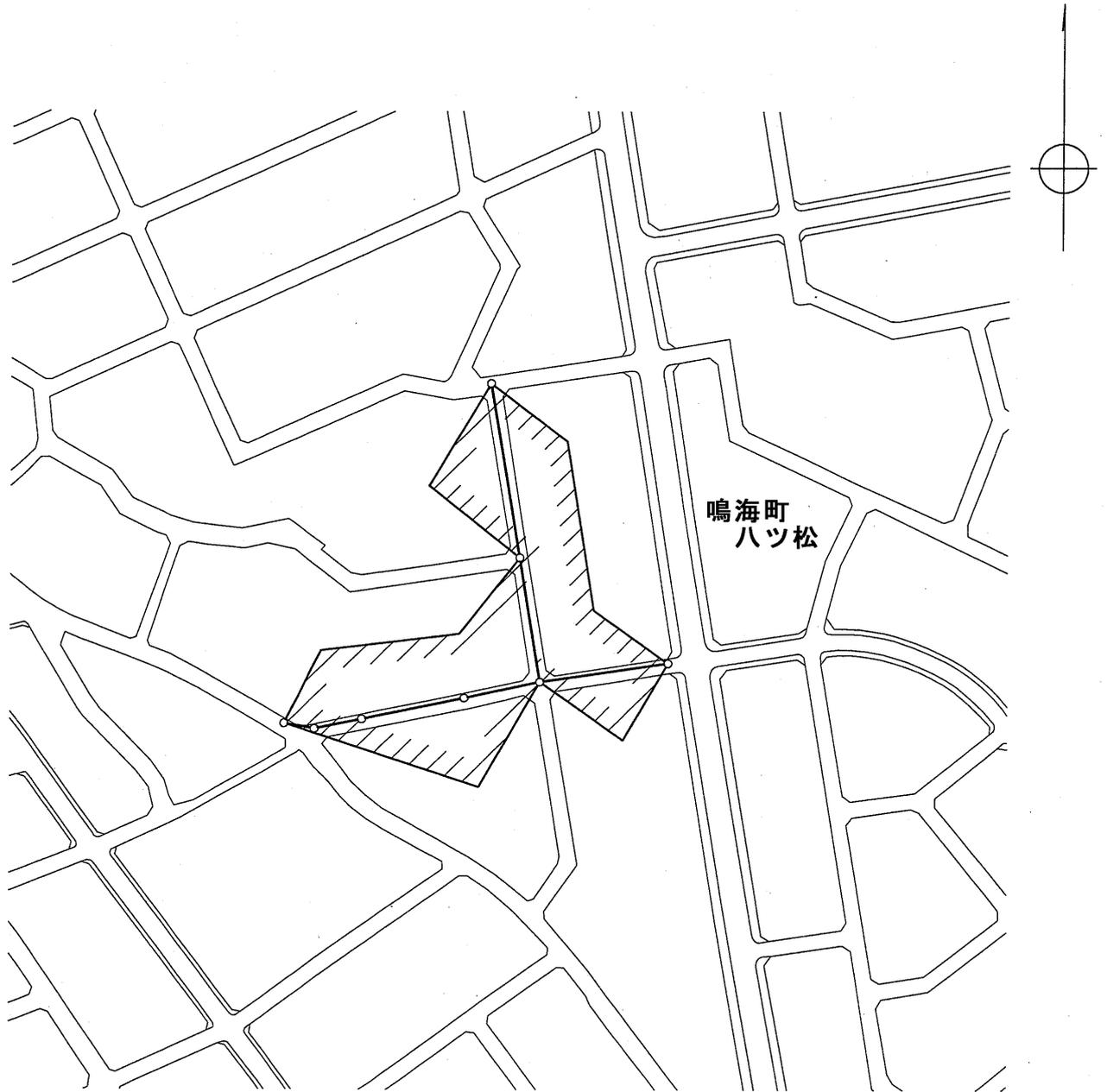
供用及び処理を開始する下水道



市界

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 5



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

名古屋市上下水道局管理規程第21号

名古屋市上下水道局安全運転管理者等設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第39号）の一部を次のように改正する。

平成20年 5月13日

名古屋市上下水道局長 西 部 啓 一

別表中

「

技術本部建設部建設工 事事務所工事第三係		
-------------------------	--	--

」

を

「

技術本部建設部建設工 事事務所工事第三係		
技術本部管路部保全課	技術本部管路部保全課	事務係長 保全第一係 長 保全第二係長

」

に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

平成 2 0 年 監 査 公 表 第 5 号

地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づき、名古屋市職員措置請求書の提出があり、同条第 4 項の規定により監査を行いましたので、その結果を公表します。

平成 2 0 年 5 月 1 6 日

名古屋市監査委員	桜 井 治 幸
同	う かい 春 美
同	加 藤 雄 也
同	本 田 俊 一 郎

名古屋市職員措置請求の監査結果

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、学区区政協力委員会運営補助金の返還請求に関する名古屋市職員措置請求書（別添のとおり。以下「請求書」という。）が提出された。

第 1 措置請求の概要

1 請求人

名古屋市中村区 澤 昌良

2 請求書の提出日

平成 20 年 3 月 28 日

3 請求の要旨

- (1) 名古屋市中村区稲葉地学区区政協力委員会(以下「稲葉地学区」という。)に交付された、平成 18 年度学区区政協力委員会運営補助金(以下「補助金」という。)について、名古屋市中村区役所区民生活部まちづくり推進室長(以下「中村区まちづくり推進室長」という。)が、名古屋市補助金等交付規則(以下「交付規則」という。)学区区政協力委員会運営補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に違反して、不当な補助金の支出を承認決裁した。
- (2) 平成 18 年度の補助金の支出について、平成 18 年 6 月 9 日付にて稲葉地学区より提出された平成 18 年度事業計画書(以下「事業計画書」という。)と平成 19 年 3 月 31 日に提出された平成 18 年度事業報告書(以下「事業報告書」という。)の内容が非常に乖離している。事前に許可なく補助金の用途が変更されたことを正そうとしない。
- (3) 平成 19 年 12 月 5 日に事業報告書の差し替えを行った。

よって、次記(ア)もしくは(イ)の金額の返還を中村区まちづくり推進室長に求める。

- (ア) 補助対象経費(1,657,608 円)のうち研修旅行費用(1,146,840 円)が占める割合に補助金交付額(567,000 円)を乗じた額 392,287 円
- (イ) 補助金交付額(567,000 円)から妥当分(510,768 円)を除いた額 56,232 円

第 2 請求の要件審査

本件は、地方自治法第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述

平成20年4月22日に、地方自治法第242条第6項の規定に基づいて、請求人から請求の趣旨を補足するために陳述を聴取した。

請求人が陳述した主な事項は次のとおりである。

- (1) 稲葉地学区が名古屋市中村区役所区民生活部まちづくり推進室(以下「中村区」という。)に提出した、事業計画書と「事業報告書」には整合性がない。
- (2) 1,146,840円もの住民のための大金が研修旅行の交通費などに使用されていた。当該研修旅行は名古屋市区政協力委員規則第2条に規定する職務である「広報広聴活動」とは認めがたく、1,146,840円を補助対象経費としたのは交付規則、交付要綱に違反している。
よって補助金交付額を比例配分した392,287円もしくは、補助対象経費から研修旅行費用(1,146,840円)を除いた56,232円を中村区まちづくり推進室長に返還させるべきである。
- (3) 平成19年3月31日に提出された「事業報告書」を承認決裁した後、当該事業報告書を平成19年12月5日付にて再提出された平成18年度事業報告書(以下「再提出事業報告書」という。)に差し替えたことは証拠文書の改ざんにあたり、法的に問題がある。

2 請求人の主張する違法不当事由の整理

本件監査請求における措置請求は、交付規則、交付要綱に違反した違法不当な補助金の支出により被った本市損害額の賠償請求と解される。その違法不当事由について、請求書、請求書に添付された事実証明書、陳述内容から請求人の主張を整理すると次のとおりである。

- (1) 事業計画書と「事業報告書」の内容が相違しており、市長による事業計画変更承認の手続を経ずに中村区まちづくり推進室長が補助対象経費を承認したことは交付規則、交付要綱に違反しており、違法不当である。
- (2) 「事業報告書」を差し替えたことは違法行為にあたる。
- (3) 稲葉地学区が実施した研修旅行は、交付要綱別記に規定する「広報広聴活動」には該当せず、研修旅行を補助対象経費と承認した行為は違法不当である。

3 監査委員が認定した事実

(1) 補助金の概要について

ア 補助金の交付目的

補助金の交付目的については交付要綱第2条に次のように規定している。

「学区区政協力委員会が行う学区内における各種団体との連絡調整及び広報広聴活動その他の地域活動に要する経費の一部を補助することにより、地域活動が円滑に推進されることを目的とする。」

イ 補助金の交付対象

補助金の交付の対象となる事務事業及び経費は交付要綱別記に規定されている。

(別記)

対象事務事業		対象経費
事務費	会議費	定例会などに要する費用
	その他事務費	消耗品費、印刷費、通信費等
事業費	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">広報広聴活動</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市・区政のPR ・ 区報の発行 ・ 施設見学会の実施 ・ 学区懇談会の開催 ・ 各種団体長との懇談会の開催 ・ その他各種広報広聴事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社会教育活動始め各種地域活動</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運動会、体育祭の開催 ・ 成人式、敬老会の開催 ・ 盆踊り大会の実施 ・ 講演会、研修会の開催 ・ ラジオ体操の会の実施 ・ 各種体育行事の開催 ・ 各種サークル活動の実施 ・ その他各種地域活動 <p>* 本市の他の制度で補助を受ける事業を除く。</p>	<p>左欄事業執行にかかる経費</p> <p>* 飲食代(簡素な飲食を除く。)</p> <p>その他市長が事業執行に適切でないと認める経費については補助対象外とする。</p>

ウ 補助金の交付条件について

補助事業の追加を伴う事業計画の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。補助団体は当該承認を受けようとするときは、あらかじめ学区区政協力委員会運営補助金事業変更承認申請書(以下「事業変更承認申請書」という。)に変更後の事業計画書を添付して市長に提出するものとされている。(交付要綱第6条・10条)。

(2) 補助金の交付及び精算の状況は、次のとおりである。

日 付	事 項
平成 18 年 6 月 9 日	稲葉地学区より区政協力委員会運営補助金の交付申請 (事業計画書の提出)
平成 18 年 6 月 23 日	市長による交付決定(通知)
平成 18 年 6 月 28 日	支出命令 (支出命令額 567,000 円)
平成 19 年 3 月 31 日	稲葉地学区より「事業報告書」の提出
平成 19 年 4 月 5 日	概算払精算書の提出を受け精算承認
平成 19 年 5 月 21 日	補助対象経費の決定 (1,657,608 円)
平成 19 年 12 月 5 日	稲葉地学区より「再提出事業報告書」の提出
平成 19 年 12 月 13 日	補助対象経費の変更承認決裁 (754,096 円)

(3) 補助金交付における財務会計上の職員について

財務会計行為	最終決裁権者
支出負担行為	中村区まちづくり推進室長 (区長以下代決規程 別表第 1 (財務関係) 第 16 号)
支出命令	中村区役所総務課長 (区長以下代決規程 別表第 1 (財務関係) 第 34 号)
精算承認	中村区役所総務課長 (区長以下代決規程 別表第 1 (財務関係) 第 35 号)

4 監査の対象事項

本件監査請求は、中村区が稲葉地学区研修旅行の交通費相当を補助金の補助対象事業と認めて違法不当に精算承認を行ったことで生じた本市の損害額を、本市職員に対して賠償請求しているものと解される。

以上のことから「請求人の主張する違法不当事由が存在し、本市に損害が生じているか」を監査の対象事項とした。

5 監査対象局

中村区及び市民経済局を監査対象とし、事情聴取及び関係書類の調査を行った。

(1) 本件に対する中村区の説明は、次のとおりである。

ア 補助事業変更に伴う市長の承認について

「事業報告書」は、補助金申請時に添付した事業計画書の内容から一部が追加されていたが、その内容は補助対象事業に該当するものであり、事業変更承認申請書を徴することなく、交付規則第 15 条及び交付要綱第 12 条による領収書や事業成果の確認など、補助額の確定事務と同時に事業計画の変更承認を行い、補助金対象事業に適合するものと認めた。

イ 平成 18 年度事業報告書の再提出について

平成 19 年 3 月 31 日付にて提出された「事業報告書」に基づき、補助対象事業を精査したところ、補助金額 567,000 円を越える補助対象事業が実施されていたため、交付要綱に適合すると判断し補助金の額を確定するとともに、同年 4 月 5 日の概算払精算書についても承認した。

平成 19 年 12 月 5 日付「再提出事業報告書」については、事業内容の一部の削除及び平成 19 年 3 月 31 日時点で領収書の提示がなかった事業について新たに領収書の提示があり、「再提出事業報告書」に基づく補助対象経費を算定し交付条件違反の有無を審査した上で補助対象経費等を変更承認した。

しかし、平成 19 年 3 月 31 日付「事業報告書」を以ってすでに適正に行われている結果を左右するものではなかったため、「再提出事業報告書」については、単なる事実行為として記録したものである。

ウ 研修旅行を補助対象経費として承認した判断について

稲葉地学区では、函館市を研修先とする「文化的遺産を生かしたまちづくり」の研修が行われた。内容は、朝市等の観光資源やベイエリア地域等の町並みの視察を行い、稲葉地学区内のシンボリック施設である「九の市」「豊国神社参道」「アクテノン」等と対比しながら見学することで今後のまちづくりに有益な研修を行うことができたとして学区より報告を受けた。中村区としても、こうしたまちづくりの目的を持った施設見学会は学区民を代表して、市政、区政に意見を述べる区政協力委員の研修活動として有益であり、成果があったと判断した。

なお、平成 19 年 3 月 31 日付事業報告書において研修旅行の支出金額について 1,146,840 円と記載されているが、当区において領収書の内容を確認したところ、鉄道運賃、航空運賃、貸切バス借上料の旅費相当額の合計を下回っていたので、同金額をもって補助対象経費とした。

(2) 本件に対する市民経済局の説明は、次のとおりである。

ア 補助事業変更に伴う市長の承認について

事業変更承認申請書を徴することなく、中村区が精算承認を行ったことについては、手続の上では瑕疵があったと考えている。ただ、平成 19 年 3 月 31 日付「事業報告書」に記載されている事業内容が補助対象の事務・事業であり、仮に事業変更承認申請書が提出されていれば認められる性格のものであり、事業変更承認申請書を徴しなかったとしても、違法又は不当な行為に当たらないと考える。

イ 研修旅行について

区政協力委員の職務には広報広聴活動への協力があり、学区の住民に対して市・区の行う様々な活動について広報し、認識を深めてもらう上で、また住民からの様々な意見を聴き、それを集約し、市区行政に反映させていく上で、広く現状を知るために行う施設見学会などは必要な研修活動であり、広報広聴活

動としての研修旅行は区政協力委員活動の一環であり、補助対象事業にあたるものと考えている。

研修旅行について言えば、旅行であるという理由で補助の対象にしているわけではなく、旅行先での活動内容に着目してそれが研修に該当するかどうかを判断して決定される。

第4 監査委員の判断

1 補助事業変更に伴う市長の承認について

請求人は、平成19年4月5日に中村区が行った平成18年度稲葉地学区区政協力委員会運営補助金の精算承認は、交付要綱に規定された補助対象事業計画の変更について市長の承認手続を経ておらず、違法不当であると主張している。

本件の場合、交付要綱に基づき、稲葉地学区が補助事業変更に伴う事業変更承認申請書の提出をせず、あらかじめ市長承認を受けなかったことは、明らかに手続き上の瑕疵があったものと言わざるを得ない。

しかしながら、一般に補助金の精算手続における補助事業内容の変更については、仮に正規の変更承認申請が出されていれば承認されたであろうような場合において、その条件違反に対して是正命令を出すか否かは、補助金交付行政庁の自由裁量に委ねられており、是正命令を発動しなくても、補助目的達成の見地から、補助事業等の成果が交付決定内容に適合するものと解して差し支えないとされている。

したがって、本件の場合、稲葉地学区より事業変更承認申請書が提出されていないことは手続き上瑕疵があったとしても、中村区が平成19年3月31日に事業報告書が提出された際に、事業内容の確認を行い、交付決定内容に適合するものと認めたことから、同年4月5日に行った精算承認は、違法不当であったと言うことはできない。

2 平成18年度事業報告書の再提出について

請求人は、平成19年4月5日の精算承認後、同年12月5日に「再提出事業報告書」を受理したことは、中村区が公文書を差し替えたこととなり違法であると主張している。

一方、中村区は、平成19年3月31日に稲葉地学区より「事業報告書」の提出を受け、財務会計上の精算行為を行うとともに、補助対象経費の決定を行った。その後、稲葉地学区より平成19年12月5日に「再提出事業報告書」の提出を受け、中村区は交付条件違反の有無を審査したうえ、交付額の変更をする必要はないと判断し、補助対象経費等の変更承認を行ったが、これを単なる事実行為と弁明している。

これについて当該関係書類を調査したところ、「再提出事業報告書」に基づき、補助対象経費等を変更する趣旨の起案決裁を平成19年12月13日に行っていた

ことから、請求人の主張するように公文書の差し替えを行ったごとく見えるところである。

そこで、平成 19 年 5 月 21 日の補助対象経費の決定と同年 12 月 13 日の補助対象経費等の変更承認の両者について考察すると、中村区は平成 19 年 3 月 31 日に提出された「事業報告書」を受理し補助対象経費を決定し、財務会計上の精算行為を実施しており、これにより当該補助金に関する行政行為としては適法に完了していると認められる。いったん完了した行政行為は、違法事由や撤回すべき格別の事由がない限り、取り消しや撤回はできないとされている。今回の「再提出事業報告書」に関して行われた中村区の行為を見ると、そうした点を確認しておらず、また監査委員としても当初の決定について、違法性や撤回すべき事由を認めることはできなかった。

したがって「再提出事業報告書」を中村区が受理・審査の上、補助対象経費等を変更決定した行為は法的に無効であり、単なる事実行為に過ぎないと解される。よって、請求人の主張する公文書の差し替えには当たらない。

3 研修旅行について

請求人は、本件研修旅行は、交付要綱別記で定める補助対象事業として掲げられた「広報広聴活動」にあらず、補助対象事業としたことは違法不当であると主張している。

当該補助金については、学区区政協力委員会の各種活動に要する経費の一部を補助する目的で設けられたものであり、学区区政協力委員会の行う幅広い事務事業のうち、会議費などの事務費及び「広報広聴活動」や「社会教育活動始め各種地域活動」の事業費を補助対象とすることが認められている。また、交付要綱別記には「広報広聴活動」として施設見学会が掲げられているところであり、交付要綱を所管する市民経済局によれば、学区区政協力委員会が実施する研修旅行を補助対象とするかについては、各区役所が当該研修旅行の趣旨・目的を確認し個別具体的に判断しており、広く現状を知るために行う施設見学会などは必要な研修活動であるとしている。

本件の場合、中村区は、文化的遺産としての「九の市」「豊国神社参道」「アクテノン」などを生かしたまちづくりを行政などと協働して稲葉地学区が進めている現状から、研修先に函館市を選択したことに一定の理由を認め、「広報広聴活動」としての当該研修旅行が有益であったと判断したとしており、補助対象事業としたことに相応の理由が認められる。

また、本件研修旅行についての補助対象金額が相当高額であることには疑問があるところではあるが、交付要綱上補助対象事業ごとに上限が定められていない以上、違法不当と言うことはできない。よって本件研修旅行経費のうち、交通費相当分を補助対象事業としたことは、交付要綱に違反した行為ということとはできない。

第5 監査の結果

1 結 論

以上述べたとおり、請求人の主張には理由がなく、本市に損害は生じていないことから措置する必要は認められない。

2 意 見

中村区においては、稲葉地学区が事業変更承認申請書の提出を行わなかったことについて適確な指導を行わず、また精算承認後に補助対象事業をあたかも変更しようとしたとも解される行為など、不適切な事務処理が見受けられた。

補助金の交付にあたっては、交付規則、交付要綱などを遵守するとともに、補助対象事業についての事業内容を精査し、適切な事務処理に努められたい。

(別添)

名古屋市職員措置請求書

平成 20 年 3 月 28 日

名古屋市監査委員 様

請求人 名古屋市中村区 澤 昌良

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書(19 枚)を添え、必要な措置を請求します。

1 請求の要旨

対象者 名古屋市中村区役所区民生活部まちづくり推進室 松岡善次室長

証 1 で示したように平成 18 年度の中村区稲葉地学区区政協力委員会の運営実績報告書(証 11.12)について、規則や交付要綱(証 2.3.4.5.6.7)に違反して、不当な補助金の支出を承認決裁した。(証 13)

平成 18 年度の補助金支出は、平成 18 年 6 月 23 日付の補助金交付決定の内容(証 8.9.10)と年度未提出の実績報告書(証 11.12)が非常に乖離しており、事前の許可なく補助金の用途が変更され、それを正そうともしない行政執務能力の欠如はなはだしい。しかも、証 14.15 の公式の文書による回答を裏切るような証 16.17.18.19 によって年度を越えて 8 ヶ月以上も経て文書の差し替えをするような公務員としての常識の欠如、証 14.15 の文言は一体何だったのかと言えるのでしょ。デタラメ行政と言えるでしょう。

よって、下記計算式によって比例配分で 392,287 円の返還、これが無理であるなら妥当分 510,768 円を差し引いた 56,232 円の返還をまちづくり推進室長に求めるよう措置を求める。

比例配分式 $1,146,840 \text{ 円} / 1,657,608 \text{ 円} \times 567,000 \text{ 円} = 392,287 \text{ 円}$

(添付書類)

- 証 1 平成 18 年度事業計画書及び平成 18 年度事業報告書
- 証 2 名古屋市区政協力委員規則
- 証 3・4・5 名古屋市補助金等交付規則
- 証 6・7 学区区政協力委員会運営補助金交付要綱
- 証 8 学区区政協力委員会運営補助金交付申請書(平成 18 年 6 月 9 日付)
- 証 9 平成 18 年度事業計画書
- 証 10 平成 18 年度学区区政協力委員会運営補助金の交付決定について
(平成 18 年 6 月 23 日付)
- 証 11 学区区政協力委員会運営実績報告書(平成 19 年 3 月 31 日付)
- 証 12 平成 18 年度事業報告書
- 証 13 平成 18 年度区政協力委員会運営補助金明細書
- 証 14・15 弁明意見書
- 証 16 学区区政協力委員会運営実績報告書(平成 19 年 12 月 5 日付)
- 証 17 平成 18 年度事業報告書
- 証 18 稲葉地学区区政協力委員会運営補助金補助対象経費の変更起案
- 証 19 平成 18 年度区政協力委員会運営補助金明細書(平成 19 年 12 月 5 日変更)

(注) 1 請求人の住所及び職業並びに添付書類については省略した。

大規模小売店舗立地法による意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により意見書の提出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年 5月14日

名古屋市長 松 原 武 久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイトウオリベック

名古屋市北区織部町一丁目 1番地

2 提出された意見書の件数

1件

3 提出された意見の概要

(1) 設置者が配慮すべき基本的な事項

ア 開店後の適切な対応

(a) 平成14年 9月に営業時間を延長してからも交通・騒音・治安の各問題が残ったまま改善もしていない。

(2) 施設の配置及び運営方法に関する事項

ア 駐車需要の充足等周辺の住民の利便及び商業その他の業務の利便確保のための配慮事項

(ア) 駐車需要の充足等交通に係る事項

a 駐車場の位置及び構造等

(a) 店舗北の路側帯が無く、狭い道路に来客車両や搬出入車両が多く流入している他、店の北側出入口付近の横断歩道には信号機が設置されていないため、歩行者や自転車等の通行者が危険である。

北側の出入口を廃止し、東側の大通りに出入口を設置すること。

b 経路の設定等

(a) 店舗北の東西道路・市道六郷30号線・瑠璃光尾上線も生活道路だ。

(イ) 防災・防犯対策への協力

(a) 店舗周辺は閑静な住宅地であるため、午後10時まで営業していると防犯上問題になるので午後10時前に閉店すること。

(b) 店舗 2階の駐車場から、西側の集合住宅の部屋の中が丸見えになるので駐車場に目隠し板を設置すること。

イ 騒音の発生等周辺の地域の生活環境の悪化の防止のための配慮事項

(ア) 騒音の発生に係る事項

a 騒音問題への対応策

(a) 閑静な住宅地に、空調機や換気扇の音が24時間うるさく響き渡るので遮音すること。

(c) 荷さばきの荷下ろし音・台車走行音等のごう音が閑静な周辺住宅地域に朝から夜まで毎日響き渡り大変迷惑だ。

(3) その他(「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に示されたもの以外)の事項

(a) 店舗は住宅地に立地していることを認識すること。

4 提出された意見書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階)

5 意見書の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

平成20年 5月14日から平成20年 6月16日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第 178号)に規定する休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされましたので、同条第6項の規定により次のとおり公告します。

平成20年 5月14日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニー黒川店
名古屋市北区黒川本通四丁目38番地
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
5,326平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000平方メートル以下となる日
平成20年 5月 7日
- 5 廃止する理由
店舗閉鎖するため

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年 5月14日

名古屋市長 松 原 武 久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

砂田橋ショッピングセンター
名古屋市東区砂田橋一丁目 1番

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

小売業者	開店時刻	
	変更前	変更後
マックスバリュ中 部(株)	午前 9時00分	午前 0時00分

(2) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	変更前	変更後
1階店舗前面駐車場 1	42台	41台
1階屋内西側駐車場 2	47台	変更なし
1階屋内東側駐車場 3	14台	12台
3階駐車場 4	217台	変更なし
計	320台	317台

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
1階店舗前面駐車場 1	午前 8時30分から午前 0時15分まで	午前 0時00分から午後12時00分まで
1階屋内西側駐車場 2	午前 9時00分から午前 0時15分まで	午前 0時00分から午後12時00分まで

3 変更の日

- (1) 小売業者の開店時刻及び駐車場の駐車可能時間帯については、平成20年5月1日
- (2) 駐車場の収容台数、駐車可能時間帯並びに駐車場の自動車の出入口の数及び位置については、平成20年12月18日

4 変更しようとする理由

- (1) 小売業者の開店時刻については、来客の利便性向上のため
- (2) 駐車場の収容台数については、配置の変更のため
- (3) 駐車場の駐車可能時間帯については、営業時間変更のため

5 届出の日

平成20年 4月17日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
東区役所情報コーナー、千種区役所情報コーナー及び守山区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成20年 5月14日から平成20年 9月16日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成20年 9月16日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

公 告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項の規定に基づき名古屋市農業委員会農地部会を開催するので、次のとおり公告する。

平成20年 5月16日

名古屋市農業委員会農地部会長 上 田 幸 雄

- 1 開催日時
平成20年 5月20日（火） 午後 2時
- 2 場所
名古屋市役所西庁舎 12階 第18会議室
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
- 3 議案
第33号議案 農地法第 3条の規定による使用貸借権設定申請書の審議について
第34号議案 農地法第 5条の規定による許可申請書の審議について
（賃貸借権設定）
第35号議案 農地法第 5条の規定による許可申請書の審議について
（使用貸借権設定）
第36号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について
第37号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
第38号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について
第39号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
第40号議案 農地の競売に対する買受適格証明願承認について
（委員会処分）
第41号議案 生産緑地法施行規則第 1条の規定による意見聴取について

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

平成20年5月16日

名古屋市長 松原武久

1 認定対象区域

名古屋市名東区香南一丁目 101 番

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

（名古屋市役所西庁舎 2 階）

3 縦覧日時

名古屋市の休日を守る条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後0時45分までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の規定により、次の者を平成 20 年 5 月 13 日懲戒処分に付した。

平成 20 年 5 月 13 日

名古屋市長 松原武久

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
環境局技士	減給 10 分の 1、4 日	地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号

名古屋市議会正副議長の人事異動

うえぞのふさえ議長は平成 20 年 5 月 16 日選挙された。

小島七郎副議長は平成 20 年 5 月 16 日選挙された。